

引越手続表

■ 市区町村役場での手続き

■ 住民登録（転出証明書）

最寄りの届出市区町村役場・出張所より「転出証明」を交付してもらい、新住所地の市区町村役場に提出します。転入の場合は、転居後14日以内に届出をする必要があります。

■ 印鑑証明

「転出証明書」の交付後に、廃止届けの手続きをします。

■ 国民年金手帳

転入手続きをする際に必ず携行して、住所の書き換え手続きも同時に行います。

■ 国民健康保険証

「転出証明書」の交付時に返納。新住所にて改めて交付手続きをします。

■ 愛犬の登録

市区町村役場に廃犬届(住所変更)を提出。移転先で旧鑑札を渡し、再登録の手続きをします。

● 各種手続きの仕方

● 転校手続き

○ 公立小・中学校

転出校で「在学証明書」、「教科書給付証明書(小学校の場合)」の発行を受けて、新住所地区の市区町村役場に提出します。

○ 高校・私立小・中学校

編入試験がありますので、転入希望校へ行き、早めにご相談下さい。

● 転居通知

郵便局の備え付け用紙で届出すると、郵便物は1年間は自動的に転送してもらえます。

● 運転免許証

同一管内は住民票と免許証を用意すればいいだけですが、他県への移転は写真も必要になります。

届出先は所轄の警察署です。

● 自動車の登録変更

移転先の陸運事務所に車庫証明、車体検査証、住民票、実印を用意し、車と一緒に15日以内に届け出ます。

● その他

電気は？ガスは？水道は？新聞は？牛乳は？クリーニング店は？電話は？

いずれも電話で済みますが手続きをお忘れなく。